

佐賀県スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第二十九号

佐賀県スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県スポーツ振興審議会に関する条例（昭和二十七年佐賀県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県スポーツ振興審議会条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号。以下「法」という。）第三十一条の規定に基づき、同条に規定する合議制の機関として、佐賀県スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第二条中「第四条第四項及び法第二十三条」を「第三十五条」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「並びに」を「及び」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 法第十条第一項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（佐賀県スポーツ振興審議会の委員に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐賀県スポーツ振興審議会に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第二項の規定により佐賀県スポーツ振興審議会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の佐賀県スポーツ振興審議会条例第三条第二項の規定により佐賀県スポーツ振興審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条例第五条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が旧条例において佐賀県スポーツ振興審議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

佐賀県スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">佐賀県スポーツ振興審議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号。以下「法」という。)(第三十条の規定に基づき、同条に規定する合議制の機関として、佐賀県スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第二条 審議会は、法第三十五条に規定するもののほか、教育委員会又は知事の諮問に応じて、スポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は知事に建議する。</p> <p>一 法第十条第一項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。</p> <p>二 略</p> <p>三 スポーツ技術及びスポーツの指導者の資質の向上に関すること。</p> <p>四・五 略</p>	<p style="text-align: center;">佐賀県スポーツ振興審議会に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号。以下「法」という。)(第十八条第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する合議制の機関として設置する佐賀県スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)(に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第二条 審議会は、法第四条第四項及び法第二十三条に規定するもののほか、教育委員会又は知事の諮問に応じて、スポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会又は知事に建議する。</p> <p>一 略</p> <p>二 スポーツ技術並びにスポーツの指導者の資質の向上に関すること。</p> <p>三・四 略</p>